旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第１項（変更登録を受けた場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、又は旅行業法第22条の15第１項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

平成 28 年８月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のＡは変更登録を受けた場合、Ｂは登録の抹消があった場合、Ｃは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

Ｂ　①東武とくまる観光　②第３種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第３－898号　④得丸正業　さいたま市岩槻区本丸１丁目26番８号　⑤東武とくまる観光　さいたま市緑区馬場１－３－１　⑥平成14年３月６日　⑧平成28年５月24日　⑩300万円　⑪埼玉県知事　⑫さいたま市岩槻区本丸１－26－８　東武とくまる観光　得丸郁子

①株式会社たびゅーん　②第２種旅行業　③千葉県知事登録旅行業第２－914号　④株式会社たびゅーん　千葉県習志野市袖ケ浦六丁目１番３号　代表取締役　白井誠一　⑤千葉県習志野市袖ケ浦六丁目１番３号　⑥平成23年６月23日　⑧平成28年６月15日　⑩1100万円　⑪千葉県知事　⑫千葉県習志野市袖ケ浦六丁目１番３号　株式会社たびゅーん　代表取締役　白井誠一

Ｃ　①株式会社エス・プランナー　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－6227号　④株式会社エス・プランナー　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目39番５号　代表取締役　酒井教吉　⑤本社営業所　東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目39番５号水天宮北辰ビル９階　⑥平成21年９月17日　⑨平成28年６月23日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目39番５号　株式会社エス・プランナー　代表取締役　酒井教吉

Ｂ　①黒田三郎　②地域限定旅行業　③山梨県知事登録旅行業第地域－243号　④黒田三郎　⑤山梨旅行会　山梨県笛吹市石和町四日市場1523番地の６　⑥平成16年３月31日　⑧平成28年５月31日　⑩100万円　⑪山梨県知事　⑫山梨県笛吹市石和町四日市場1523番地の６　山梨旅行会　黒田三郎

Ｂ　①たび・いちご　②第３種旅行業　③静岡県知事登録旅行業第３－588号　④たび・いちご　静岡県富士市中之郷3189－３－105　⑤たび・いちご　静岡県富士市中之郷3189－３－105　⑥平成23年７月15日　⑧平成28年７月14日　⑩300万円　⑪静岡県知事　⑫静岡県富士市中之郷3189－３－105　たび・いちご　土田まり子

Ｂ　①有限会社大塔交通社　②第３種旅行業　③和歌山県知事登録旅行業第３－285号　④有限会社大塔交通社　和歌山県田辺市鮎川597番地の６　代表取締役　竹中肖之　⑤有限会社大塔交通社　和歌山県田辺市鮎川597番地の６　⑥平成23年７月15日　⑧平成28年７月11日　⑩300万円　⑪和歌山県知事　⑫和歌山県田辺市鮎川597番地の６　有限会社大塔交通社　代表取締役　竹中肖之

Ｃ　①サン・トラベル株式会社　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－822号　④サン・トラベル株式会社　福岡市博多区博多駅前４丁目10－13　６階　代表取締役　小松玲子　⑤本社営業所　福岡市博多区博多駅前４丁目10－13　６階　⑥平成27年11月19日　⑨平成28年６月９日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡市博多区博多駅前四丁目10番13号　サン・トラベル株式会社　代表取締役　小松玲子

Ｂ　①株式会社キューデンインフォコム　②第３種旅行業　③福岡県知事登録旅行業第３－710号　④株式会社キューデンインフォコム　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号　代表取締役社長　田嶋正彦　⑤本店　福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号　⑥平成21年９月３日　⑧平成28年７月１日　⑩300万円　⑪福岡県知事　⑫福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号　株式会社キューデンインフォコム　代表取締役社長　田嶋正彦

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第22条の12第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第22条の12第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第22条の９第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

平成 28 年８月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①ミヤコバス株式会社　②第２種旅行業　③神奈川県知事登録旅行業第２－787号　④ミヤコバス株式会社　相模原市中央区上溝2390番地１　代表取締役　鈴木誠　⑤本社営業所　相模原市中央区上溝2390番地１　⑥平成13年５月22日　⑦平成28年５月22日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①日生運輸株式会社（備前トラベルネットワーク）　②第２種旅行業　③岡山県知事登録旅行業第２－123号　④日生運輸株式会社　備前市伊里中588番地の１　代表取締役　伊賀資耕　⑤本社営業所　備前市伊里中588番地の１　⑥昭和53年９月30日　⑦平成28年２月４日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①グローバルピースＥ－ＹＳＫ株式会社（ＧＬＯＢＡＬ　ＰＥＡＣＥ・ＴＯＵＲＳ）　②第２種旅行業　③東京都知事登録旅行業第２－2949号　④グローバルピースＥ－ＹＳＫ株式会社　東京都千代田区神田須田町一丁目19番地　代表取締役　三宅泰史　⑤本社営業所　東京都千代田区神田須田町一丁目19番地　⑥平成元年９月14日　⑦平成27年12月10日　⑧220万円　⑨5,557,856円

以上３件

東京都港区虎の門４丁目１番20号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　二階　俊博